

かんせんしよう しゅつせきていし
感染症による出席停止について (令和5年5月8日改正)

つぎ かんせんしよう がっこうほけんあんぜんほうもと しゅつせきていし かなら びよういん じゆしん
次の感染症は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。必ず病院を受診するとともに、
かてい けんこうかんり おねが とうこうかいしじ かき ようし びよういん きにゆう
ご家庭での健康管理をお願いいたします。なお、登校開始時には下記の用紙を病院で記入して
いたいただき、担任までご提出ください(※新型コロナウイルス感染症を除く)。
ようしきにゆう ゆうりよう ばあい がっこうとあ
用紙記入が有料の場合は、学校までお問い合わせください。

だい 1しゆ 第1種	エボラ出血熱、ペスト、SARS、 新型インフルエンザ等の指定感染症【治癒するまで】
だい 2しゆ 第2種	新型コロナウイルス感染症 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで【下の連絡用紙は不要】
	インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ熱が下がって2日を過ぎるまで
	骨髄炎 菌性髄膜炎 病状により医師が感染症のおそれがないと認めるまで
	百日咳 特有の咳がなくなるまで、または5日間の抗菌物質製剤による治療が終わるまで
	麻疹(はしか) 熱が下がって、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 耳下腺・顎下腺・舌下腺がはれて2日経つまで、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか) 発疹がなくなるまで
	水痘(みずぼうそう) すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
	結核 感染のおそれなくなるまで
だい 3しゆ 第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、その他の感染症など【感染のおそれがないと認められるまで】

-----キ-----リ-----ト-----リ-----

主治医様

三重県立飯野高等学校長

平素は本校生徒の健康管理にご尽力いただきましてありがとうございます。

本生徒は学校感染症に罹患し、出席停止となっておりますので、登校開始に際して以下の連絡用紙への記入にご協力をお願い申し上げます。

学校感染症の出席停止解除の連絡

年 組 名前

1. 病名 _____

2. 出席を停止した期間 _____年 _____月 _____日より _____年 _____月 _____日まで

上記の者は、感染のおそれがない状態になりましたので、登校しても差し支えがないことを認めます。

令和 _____年 _____月 _____日 医療機関名 _____
医師名 _____